

工事費内訳書提出要領（工事内訳書提出・確認）

（趣旨）

第1条 この要領は、制限付き一般競争入札実施要領第12条第3項の規定に基づき、工事費内訳書に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この要領の適用に当たっては、工事費内訳書の提出が、小浜市が発注する建設工事の請負契約について、入札参加者の適正な見積りによる品質の確保および公正な入札の維持を目的としていることに留意しなければならない。

（提出する工事費内訳書の内容）

第2条 入札参加者が提出しなければならない工事費内訳書は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致するものであること。

(2) 入札執行者が閲覧に供する設計図書に記載する費目・工種・施工名称と同一の費目・工種・施工名称を明らかにした内訳により見積もったものであること。

2 内訳明細表および代価表が添付されていること（入札執行者から特に指示があった場合に限る）

（工事費内訳書の確認）

第3条 入札執行者および入札執行者が指定する積算担当者は、工事費内訳書の確認について、入札書受付締切日時以降開札までの間に、次に掲げる事項を確認するものとする。ただし、制限付き一般競争入札（事後審査型）の場合は、開札後、落札候補者の入札参加資格の確認と併せて行うものとする。

(1) 前条第1項第1号および第2号に掲げる要件を満たすものであること。

(2) 違算および不適切な事項の記載がないこと。

(3) その他入札執行者が必要と認める事項

（入札の無効等）

第4条 入札執行者は、次に掲げる場合に該当するときは、小浜市財務規則第109条第1項第4号に規定するうちの、記載事項が確認できないものに該当するものとして、当該入札参加者の入札を無効とするものとする。

(1) 入札参加者が第3条の規定により入札執行者が指定する日時および方法により、工事費内訳書の提出を行っていない場合

(2) 入札執行者が、提出された工事費内訳書について、前条第1項各号に掲げる要件を満たしていると確認できない場合

附 則

1 この要領は平成30年11月7日から施行する。

2 この要領は小浜市が発注する建設工事において、指名競争入札にも準用する。

3 この規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用する。